

# 経営者のための法律相談Q&A その44

## 高齢者との契約

### 1 私的自治の原則

日常生活において、自分の意思で自由に生活をしたいと思うのは、みなさん同様だと思います。民法の大原則の一つであるこの自由を、「私的自治の原則」といいます。自由に契約を交わすこと、国家は私人と私人との間の契約には介入してこないこと、これが契約自由の原則のもっとも重要なところだと思います。もちろん、契約を締結すると、当事者は契約内容に拘束されることになります。

他方、高齢者が業者のいいなりになつて、まったく使わない高額の商品を購入したり、元本が保証されていない危険な金融商品を購入したりという被害も後を絶ちません。

しかし、高齢化が進む社会において、企業が高齢者との契約を避けることはできません。というわけで、今回は、高齢者との契約について話してみたいと思います。

### 2 意思能力について

契約を交わすためには、「意思能力」が必要です。意思能力とは、有効に意思表示ができる能力のことをいいます。意思表示するにあたっては、物事の善

し悪しを判断し、これに従って行動する能力である事理弁識能力が必要とされています。

契約することによって、自分にどのような利益があるのか、どのような不利益があるのかをきちんと理解して契約できているかということなのです。

もし、このような意思能力がない人と契約した場合、その契約は「無効」です。

### 3 契約する際の留意点

よって、高齢者と契約を交わす場合、認知症などによって、事理弁識能力が低下していないか注意し、こちらの説明をきちんと理解してもらえているかを慎重に確認する必要があります。

しかし、営業の場面において、契約したいという意向を持っているお客様に対して、

「ちょっとあなたの事理弁識能力に不安があるので、診断書をもらってきてもらえますか?」とお願いしますか?

あるいは、おもむろにICレコーダーを取り出して、「今日は何日ですか?」「私が誰か分かりますか?」「あなたのお子さんのお名前、生年月日を教えてください」などとテストでも始めてみますか?

・・・まあ、怒られなかったらラッキーって話で、契約成立なんてまず見込めませんよね?

### 4 事前のルール作りの重要性

では、実際の現場ではどうすればいいのでしょうか。

まず、社内のルールとして、「高齢者」として扱う年齢を決めておくことです。お客様に対して、「大変申し訳ございませんが弊社の規定上、〇〇歳以上のお客様の場合、〇〇を確認させていただきます。」と説明することによって、あなたに対する不安ではなく一般的な社内ルールなのだと言明できます。

もちろん何を確認するのか、きちんと事前に決めてチェックリストなどを作成しておく、現場での場当たりの対応にならないようにすることが重要です。

また、契約内容の説明は、原則として、契約者だけではなく、もう一人立ち会っていただくことが重要です。

契約当事者の配偶者、子ども、兄弟などできる限り、近親者が望ましいです。

契約者の近くにそのような近親者がいらつしやらない場合には、こちら側が複数で契約説明に臨むことを心がけてください。

また、契約内容を説明してから、実際に契約を交わすまで、数日間を空け

ることも有効です。こうすることによって、契約者は冷静に契約内容を吟味する時間を取ることができます。最後に、当たり前のことですが、契約者の意思能力に不安を覚える場合には、契約をしない勇気を持つてください。

(本稿担当) 上相 裕章



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0015

東広島市西条栄町10番27号

栄町ビル5階

☎493-7100 ☎493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上相裕章・谷脇裕子・

中岡正薫・長谷川遠・大橋真人・橋本孝也